

令和2年3月18日（水曜日）

議事日程第5号

令和2年3月18日（水曜日）午前10時開議

第1. 追加提出議案の説明

議案第70号から議案第74号まで 5件

第2. 議案第70号 由利本荘市教育委員会教育長の任命について

第3. 追加提出議案に対する質疑

第4. 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第5. 委員長審査報告

第6. 議案第8号 由利本荘市鳥海ダム振興基金条例の制定について

第7. 議案第9号 由利本荘市次世代農業振興基金の制定について

第8. 議案第10号 由利本荘市組織条例の一部を改正する条例案

第9. 議案第11号 由利本荘市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

第10. 議案第12号 由利本荘市印鑑条例の一部を改正する条例案

第11. 議案第13号 由利本荘市簡易宿泊施設条例の一部を改正する条例案

第12. 議案第14号 由利本荘市八塩いこいの森条例の一部を改正する条例案

第13. 議案第15号 由利本荘市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

第14. 議案第16号 由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案

第15. 議案第17号 由利本荘市営住宅管理条例の一部を改正する条例案

第16. 議案第18号 由利本荘市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例案

第17. 議案第19号 由利本荘市公共住宅管理条例の一部を改正する条例案

第18. 議案第20号 由利本荘市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案

第19. 議案第21号 由利本荘市交通指導員に関する条例及び由利本荘市防犯指導員に関する条例を廃止する条例案

第20. 議案第25号 財産の無償譲渡について

第21. 議案第26号 第4次由利本荘市行政改革大綱の策定について

第22. 議案第27号 由利本荘市定住自立圏形成方針の変更について

第23. 議案第28号 新市まちづくり計画の変更について

第24. 議案第29号 由利本荘市道路線の廃止について

第25. 議案第30号 由利本荘市道路線の認定について

第26. 議案第31号 令和2年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて

第27. 議案第33号 令和元年度由利本荘市一般会計補正予算（第18号）

第28. 議案第34号 令和元年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第29. 議案第35号 令和元年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第30. 議案第36号 令和元年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第5号）

第31. 議案第38号 令和元年度由利本荘市休日応急診療所運営特別会計補正予算（第

2号)

- 第32. 議案第39号 令和元年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算(第5号)
- 第33. 議案第40号 令和元年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算(第1号)
- 第34. 議案第41号 令和元年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)
- 第35. 議案第42号 令和元年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算(第7号)
- 第36. 議案第43号 令和元年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算(第7号)
- 第37. 議案第44号 令和元年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算(第3号)
- 第38. 議案第45号 令和元年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算(第2号)
- 第39. 議案第46号 令和元年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正予算(第1号)
- 第40. 議案第47号 令和元年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第8号)
- 第41. 議案第48号 令和元年度由利本荘市ガス事業会計補正予算(第8号)
- 第42. 議案第49号 令和2年度由利本荘市一般会計予算
- 第43. 議案第50号 令和2年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算
- 第44. 議案第51号 令和2年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計予算
- 第45. 議案第52号 令和2年度由利本荘市診療所運営特別会計予算
- 第46. 議案第53号 令和2年度由利本荘市休日応急診療所運営特別会計予算
- 第47. 議案第54号 令和2年度由利本荘市情報センター特別会計予算
- 第48. 議案第55号 令和2年度由利本荘市奨学資金特別会計予算
- 第49. 議案第56号 令和2年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算
- 第50. 議案第57号 令和2年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算
- 第51. 議案第58号 令和2年度由利本荘市小友財産区特別会計予算
- 第52. 議案第59号 令和2年度由利本荘市北内越財産区特別会計予算
- 第53. 議案第60号 令和2年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計予算
- 第54. 議案第61号 令和2年度由利本荘市水道事業会計予算
- 第55. 議案第62号 令和2年度由利本荘市下水道事業会計予算
- 第56. 議案第63号 令和2年度由利本荘市ガス事業会計予算
- 第57. 議案第65号 由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例の一部を改正する条例案
- 第58. 議案第66号 由利本荘市鶴舞温泉及び休養施設条例等の一部を改正する条例案
- 第59. 議案第67号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案
- 第60. 議案第68号 物品(由利本荘アリーナ移動観覧席)購入契約の締結について
- 第61. 議案第69号 令和元年度由利本荘市一般会計補正予算(第19号)
- 第62. 議案第71号 由利本荘市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例案
- 第63. 議案第72号 鳥海ダム建設事業に伴う市道百宅線付替工事の委託契約の締結について
- 第64. 議案第73号 令和元年度由利本荘市一般会計補正予算(第20号)
- 第65. 議案第74号 令和元年度由利本荘市ガス事業会計補正予算(第9号)

- 第66. 陳情第 1号 最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める意見書提出についての陳情
- 第67. 継続審査中の令和元年陳情第 9号 秋田市新屋への地上イーグス配備反対の意見表明を求める陳情
- 第68. 継続審査中の令和元年陳情第16号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書提出についての陳情
- 第69. 継続審査について
陳情第 2号 公立学校に1年単位の変形労働時間制を導入する条例制定に反対する意見書提出についての陳情
- 第70. 追加提出議員発案の説明並びに質疑
議員発案第3号 1件
- 第71. 議員発案第3号 由利本荘市議会委員会条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 第1から第71までは議事日程第5号のとおり
- 第72. 追加提出委員会発案の説明並びに質疑
委員会発案第1号 1件
- 第73. 委員会発案第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について

出席議員（25人）

1番 阿部十全	2番 岡見善人	3番 正木修一
4番 伊藤岩夫	5番 今野英元	6番 佐々木隆一
8番 佐々木茂	9番 三浦晃	10番 高野吉孝
11番 佐藤義之	12番 小松浩一	13番 伊藤順男
14番 長沼久利	15番 吉田朋子	16番 佐藤健司
17番 佐々木慶治	18番 渡部功	19番 大関嘉一
20番 佐藤勇	21番 湊貴信	22番 伊藤文治
23番 高橋和子	24番 高橋信雄	25番 渡部聖一
26番 三浦秀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部誠	副市長	阿部太津夫
副市長	九嶋敏明	教育長	佐々田亨三
企業管理者	藤原秀一	総務部長	小川裕之
企画調整部長	三森隆	市民生活部長	茂木鉄也
健康福祉部長	池田克子	商工観光部長	畑中功

建設部長	須藤浩和	まるごと営業部長	今野政幸
矢島総合支所長	清水隆司	岩城総合支所長	田口民雄
東由利総合支所長	佐藤博敦	西目総合支所長	齋藤一昭
鳥海総合支所長	高橋進一	教育次長	武田公明
消防長	野口元		

議会事務局職員出席者

局長	鎌田正廣	次長	阿部徹
書記	高橋清樹	書記	古戸利幸
書記	佐々木健児	書記	成田透

午前10時00分 開 議

- 議長（三浦秀雄君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
出席議員は25名であります。出席議員は定足数に達しております。
それでは、本日の議事に入ります。

この際、お諮りいたします。本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。
よって本日の議事は、日程第5号をもって進めます。

- 議長（三浦秀雄君） 日程第1、追加提出議案の説明を行います。

この際、議案第70号から議案第74号までの5件を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

- 市長（長谷部誠君） おはようございます。提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応であります。3月6日、秋田県においても感染者が確認されたことから、同日21時30分をもって警戒対策室を対策本部に改組し、さらなる対策の強化を図ったところであります。

これまで、感染拡大の防止のため、市が主催するイベント等の中止・延期・規模縮小や公共施設の利用の制限等の対応をしてまいりましたが、政府によるイベント等自粛要請が継続となったことから、今月末まで対応の延長を決定したところであります。

また、地域経済への影響につきましては、その状況を把握しながら、国の経済対策に加え、市として中小企業融資あっせん制度の借入限度額を引き上げるなど、経営の安定と持続化を図る施策を進めてまいります。

なお、さくらまつりについて、観光協会本荘支部及び西目支部から縮小して開催する旨の申し出がありましたので報告いたします。

今後も引き続き国の動向及び感染者の発生状況等を注視しながら、感染拡大の防止に

万全の体制で臨んでまいります。

それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、人事案件 1 件、条例関係 1 件、契約締結案件 1 件、補正予算 2 件の計 5 件であります。

初めに、人事案件についてであります。

議案第70号教育長の任命についてであります。これは、佐々田教育長の辞職に伴い、新たに秋山正毅氏を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を得ようとするものであります。

なお、御同意いただいた後は、4月1日付の任命を予定しております。

次に、条例関係についてであります。

議案第71号中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、新型コロナウイルス感染拡大に影響を受けた市内事業者を初め、幅広く中小企業及び小規模企業者を対象に融資あっせんの最高限度額を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、契約締結案件についてであります。

議案第72号鳥海ダム建設事業に伴う市道百宅線付替工事の委託契約の締結についてであります。これは、令和2年度に実施する市道百宅線のつけかえ工事委託について、国土交通省東北地方整備局と委託契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、補正予算についてであります。

議案第73号一般会計補正予算（第20号）については、民生費では、新型コロナウイルス感染症対策に係る子ども・子育て支援交付金の増額により、放課後児童対策事業費を追加、継続費では、羽後本荘駅周辺整備事業において、駅舎建設に伴うくい基礎工事の支持層確認に想定を超える期間を要したことから、事業期間の延長と事業費の増額を行うものであります。

以上が一般会計補正予算の内容であります。この財源としては、国庫支出金を増額317万4,000円を追加し、補正後の予算総額を477億4,021万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第74号ガス事業会計補正予算（第9号）については、資本的支出において、企業債償還金3万円を追加し、補正後の支出総額を16億5,912万6,000円にしようとするものであります。

以上が本日追加提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三浦秀雄君） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議案第70号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第70号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議案第70号については、質疑、討論を省略したいと思いま

す。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第70号については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

この際、申し上げます。議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思っておりますので、御了承願います。

○議長（三浦秀雄君） 日程第2、議案第70号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本案は、秋山正毅氏の任命であります。本案は直ちに採決いたします。本案の採決は、無記名投票をもって行います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって本案の採決は、無記名投票をもって行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

【成田書記議場閉鎖】

○議長（三浦秀雄君） ただいまの出席議員は、議長を除く24名であります。念のため申し上げます。原案に同意する諸君は賛成と、原案に不同意の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、それ以外の記載については否とみなします。

また、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

これより投票を行います。

投票用紙を配付いたします。

【高橋、古戸、佐々木、成田書記投票用紙配付】

○議長（三浦秀雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

【古戸書記投票箱確認】

○議長（三浦秀雄君） 異状なしと認めます。

点呼を命じます。

【阿部次長の点呼に応じ各議員投票】

○議長（三浦秀雄君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【成田書記議場開鎖】

○議長（三浦秀雄君） これより開票を行います。この際、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、6番佐々木隆一君、8番佐々木茂君、16番佐藤健司君の3名を指名いたします。よって、3名の諸君の立ち会いをお願いいたします。

【立会人佐々木隆一君、佐々木茂君、佐藤健司君の立ち会いの上、
阿部次長、高橋書記開票】

- 議長（三浦秀雄君） 投票の結果を御報告いたします。
投票総数24票。これは先ほどの出席議員数に符号しています。
そのうち有効投票24票、無効投票ゼロ票。
有効投票中、賛成21票、反対3票であります。
以上のおり、原案に同意する諸君が多数であります。よって議案第70号教育委員会
教育長の任命については、同意することに決定いたしました。
ただいま同意されました秋山正毅氏に御入場いただき、御挨拶をお願いしたいと思います。

【秋山正毅君登壇】

- （秋山正毅君） ただいま皆様から御同意をいただきました秋山正毅と申します。まだ
まだ不足な面もありますけれども、本市教育の充実・発展のために努力してまいりたい
と思っておりますので、御指導よろしくお願いいたします。（拍手）

-
- 議長（三浦秀雄君） 日程第3、これより、追加提出議案に対する質疑に入ります。
この際、本日追加提出されました議案第71号から議案第74号までの4件に対する質疑
の通告は、休憩中に議会事務局に提出していただきます。
この際、暫時休憩いたします。

午前10時20分 休 憩

.....
午前10時21分 再 開

- 議長（三浦秀雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
これより、追加提出されました議案第71号から議案第74号までの4件に対する質疑を
行います。
ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結
いたします。

-
- 議長（三浦秀雄君） 日程第4、追加提出議案の委員会付託を行います。
お手元に配付いたしております付託表のとおり、教育民生、産業経済及び建設の各常
任委員会に審査を付託いたします。
この際、追加提出議案の審査に係る委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時22分 休 憩

.....
午後 1時15分 再 開

- 議長（三浦秀雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-
- 議長（三浦秀雄君） 日程第5、これより議案第8号から議案第21号まで、議案第25号

から議案第31号まで、議案第33号から議案第36号まで、議案第38号から議案第63号まで、議案第65号から議案第69号まで、議案第71号から議案第74号までの計60件並びに陳情第1号、陳情第2号並びに継続審査中の令和元年陳情第9号及び陳情第16号の4件の計64件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。17番佐々木慶治君。

【総務常任委員長（佐々木慶治君）登壇】

○総務常任委員長（佐々木慶治君） 総務常任委員会の審査の経過と概要及び結果について御報告申し上げます。

御報告いたします案件は、初日に付託されました案件を除き、条例関係3件、計画の策定及び変更3件、補正予算5件、新年度予算5件の計16件に、継続審査中の陳情1件を加えました17件であります。

初めに、条例関係の議案であります。

議案第8号鳥海ダム振興基金条例の制定についてであります。これは、鳥海ダム建設に伴う公共補償金に関する事務を効率的かつ確実に行うとともに、鳥海ダムに関する地域振興事業の円滑な執行を図ることを目的に基金を設置するための条例を制定し、公布の日から施行しようとするものであります。

次に、議案第10号組織条例の一部を改正する条例案であります。これは、建設部の事務分掌から下水道に関するものを削るために条例の一部を改正し、本年4月1日から施行しようとするものであります。

次に、議案第11号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の償還免除対象の拡大等を行うために、条例の一部を改正し、本年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました3件の条例関係議案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、計画の策定及び変更に係る議案についてであります。

議案第26号第4次行政改革大綱の策定についてであります。これは、持続可能な行政運営の推進を基本方針に、市民目線による市政運営、効率的な行政運営及び健全な財政運営の3つを重点項目と定め、令和2年度から始まる新たな大綱を策定しようとするものであります。

次に、議案第27号定住自立圏形成方針の変更についてであります。これは、平成21年9月に定められ、平成27年3月に事業の追加などの変更を行いました形成方針について、その後の取り組みにより完了した事業の削除を行おうとするものであります。

次に、議案第28号新市まちづくり計画の変更についてであります。これは、平成17年3月に本荘由利1市7町合併協議会により策定され、平成26年度末に期間延長された計画について、合併特例債の発行可能期間をさらに延長する法律が施行されたことに伴い、本市においては令和2年度以降も合併特例債を活用するため、計画期間を令和6年度までと最大限延長するほか、今年度までの財政計画の推計値を実績値に修正し、

延長期間については新たに推計しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました議案第26号及び第27号につきましては、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定に基づき、また、議案第28号につきましては、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき、それぞれ議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、各会計の補正予算についてであります。

初めに、議案第33号一般会計補正予算（第18号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、10款、12款から16款、18款、20款及び21款、歳出では、2款、9款、13款、繰越明許費2款及び地方債であります。

この補正は、全般にわたり年度末の精査に伴う補正であります。その主な内容について御報告申し上げます。

初めに、歳入であります。10款地方交付税では、歳出に各款に係る一般財源分として普通交付税の増額、12款分担金及び負担金では、移動通信用鉄塔施設整備に係る通信事業者分担金の増額、14款国庫支出金では、地域内フィーダー系統確保維持費補助金の増額及び参議院議員通常選挙に係る委託金の減額、15款県支出金では、地籍調査事業費補助金の減額、移動通信用鉄塔施設整備事業費補助金の増額、16款財産収入では、各基金の運用収入及び立木等の財産売り払い収入の増額、18款繰入金では、各基金への繰入金の減額、20款諸収入では、保険収入などの増額、21款市債では、公共施設等総合管理事業債の増額、消防・防災施設整備事業債の減額であります。

次に、歳出であります。2款総務費では、全般にわたり年度末までの事業費の支出見込みによる増額または減額で、地域雇用創出推進基金など各基金への積立金の増額が主なものであります。

9款消防費では、耐震性貯水槽の整備や車両の更新に係る請差や、防災行政無線子局増設事業の確定による減額などが主なものであり、13款予備費では、財源調整のための増額であります。

なお、2款総務費においては、年度内実施が困難なことから、RPA本格導入事業で750万円、また、携帯電話エリア整備事業で5,574万円の繰越明許費を追加しようとするものであります。

最後に、地方債であります。公共施設等総合管理事業を起債限度額5,860万円で、また、林道災害復旧事業を同じく540万円で新たに追加し、消防施設整備事業など12事業において、起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第39号情報センター特別会計補正予算（第5号）であります。歳入では、ケーブルテレビ施設整備事業債の減額、歳出では、工事請負費の確定及び年度末の精査に伴う一般管理費の減額で、歳入歳出それぞれ70万円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を5億609万円にしようとするものであります。

次に、議案第45号小友財産区特別会計補正予算（第2号）であります。歳入では、市有林間伐材売り払い収入及び前年度繰越金の増額並びに基金繰入金の減額が主なものであり、歳出では、事業費の精査による財産区管理会費及び財産維持費の減額並びに積立金の増額で、歳入歳出それぞれ626万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を

848万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第46号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）であります。歳入では、前年度繰越金の増額で、歳出では、一般会計繰出金の減額及び積立金の増額で、歳入歳出それぞれ16万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を107万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第69号一般会計補正予算（第19号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では10款、歳出では繰越明許費2款及び地方債であります。

歳入では、歳出各款に係る一般財源分として、10款地方交付税で、特別交付税188万1,000円を増額、歳出では、2款総務費において、男女共同参画推進事業で予定していた会議について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を延期するために11万8,000円の繰越明許費を設定しようとするものであります。

また、地方債では、県営農地防災負担金事業を起債限度額610万円で新たに追加し、道路改良事業など3事業において、起債限度額を変更しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました5件の一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第49号一般会計予算であります。

当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、1款から10款、12款から21款、歳出では、1款、2款、9款、12款、13款、債務負担行為及び地方債であります。人件費や経常的な経費を除く主な内容について御報告申し上げます。

初めに歳入であります。自主財源の根幹をなす1款市税では、個人市民税や固定資産税が増となったことにより、前年度に比較して2億3,010万円増の79億4,120万円となり、一般会計の歳入に占める割合は17.8%であります。

2款地方譲与税では、地方揮発油譲与税で1,000万円の減となりましたが、森林環境譲与税1億2,200万円の皆増により6億200万円、3款利子割交付金では、30万円減の970万円、4款配当割交付金では、290万円減の1,500万円、5款株式等譲渡所得割交付金では、120万円増の1,090万円、6款では、新たに創設された法人事業税交付金4,000万円が計上されております。

7款地方消費税交付金では、2億6,000万円増の17億5,000万円、8款環境性能割交付金では、1,000万円増の2,000万円、9款地方特例交付金では、子ども・子育て支援臨時交付金が国庫支出金での措置に変わるなどにより、2億1,083万6,000円減の4,680万円、10款地方交付税では、合併算定がえ加算措置が終了したものの、地方財政計画での伸び率を考慮したことから、前年度に比較して1億6,872万8,000円増の165億1,581万6,000円が計上されております。

12款分担金及び負担金では、YBネット施設負担金滞納繰越分、13款使用料及び手数料では、庁舎や各地域の施設、土地建物、コミュニティバス等の使用料及び市税等証明手数料、危険物許可申請証明手数料、14款国庫支出金では、地域内フィーダー系統確保維持費補助金、社会資本整備総合交付金、生活再建対策事務及び大沢川排水機場操作点検業務の委託金が計上されております。

15款県支出金では、県総合防災訓練負担金のほか、地籍調査事業費、生活バス路線等維持費及び由利高原鉄道運営事業費などの補助金、また、県知事選挙費、県民税徴税費及び各種統計調査費などの委託金、16款財産収入では、土地建物などの貸付収入や各基金の運用収入のほか、土地・物品売り払い収入などが計上されております。

17款寄附金では、一般寄附金、18款繰入金では、地域雇用創出推進基金、公共施設等総合管理基金、行政改革に伴う人件費平準化基金及び合併市町振興基金などの各基金のほか、各財産区会計からの繰入金、19款繰越金では、前年度と同額の5億円が計上されております。

20款諸収入では、地域総合整備資金貸付金元利収入、宝くじ市町村交付金、県消防学校派遣費及び県消防防災航空隊派遣費などであり、21款市債では、文化交流館駐車場整備、由利高原鉄道運営支援、地域づくり推進及び消防施設整備などに係る各事業債のほか、臨時財政対策債が8億7,000万円計上されております。

次に、歳出であります。1款議会費では、議員報酬などのほか議会運営全般に係る事務費及びペーパーレス化に伴う会議用タブレット導入に要する経費が計上されております。

2款総務費では、文化交流館駐車場整備、地籍調査、由利高原鉄道運営補助、生活バス路線等維持及びコミュニティバス運行に係る事業費、5年ごとに実施される国勢調査に係る事業費、また、令和3年4月上旬に執行が予定される県知事選挙、市長選挙及び市議会議員補欠選挙に要する経費などが計上されております。

9款消防費では、全世帯に配付する我が家の防災マップの作成、耐震性貯水槽及び消防団への小型動力ポンプ積載車や格納庫の整備に係る事業費などが計上されております。

12款公債費では、長期債や一時借入金の元金や利子で、前年度に比較して元金がふえたことにより3,424万9,000円増の61億9,658万円が、13款予備費では、前年度と同額の5,000万円が計上されております。

次に、債務負担行為であります。庁内情報通信基盤貸借について、令和3年度から10年度までを期間とし、8億8,279万7,000円を限度額として設定しようとするものであります。

最後に、地方債であります。羽後本荘駅周辺整備事業、本荘北中学校改修事業、給食センター整備事業、サッカー場改修事業及び臨時財政対策債など44事業について、起債限度額の総額、前年度に比較し3,970万円減の46億2,750万円が計上されております。

次に、議案第54号情報センター特別会計予算であります。歳入では、ケーブルテレビ及びインターネットの各負担金及び使用料のほか、一般会計繰入金、前年度繰越金、衛星放送視聴料及びケーブルテレビ施設整備事業債の計上が主なものであります。

歳出では、総務費で、施設維持管理費及び番組制作費、電気通信経費で、インターネット上位回線使用料及びテレビ放送機器更新工事費、公債費では、長期債の元利償還金などのほか消費税や予備費を計上するもので、歳入歳出予算の総額を対前年度比3,053万4,000円増の4億9,691万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第58号小友財産区特別会計予算であります。歳入では、造林補助金、土地貸付・基金運用収入、基金繰入金などが主なものであり、歳出では、財産区管理会

費、財産管理・維持費、一般会計繰出金などを計上するもので、歳入歳出予算の総額を対前年度比7,000円減の212万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第59号北内越財産区特別会計予算であります。歳入では、基金繰入金が主なものであり、歳出では、財産維持費、一般会計繰出金などを計上するもので、歳入歳出予算の総額を前年度と同額の1万6,000円にしようとするものであります。

最後に、議案第60号松ヶ崎財産区特別会計予算であります。歳入では、土地貸付・基金運用収入、基金繰入金などが主なものであり、歳出では、財産管理・維持費、一般会計繰出金などを計上するもので、歳入歳出予算の総額を対前年度比9万4,000円減の82万3,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました5件の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、継続審査中の令和元年陳情第9号秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情について御報告申し上げます。

本陳情は、当委員会に付託されました昨年12月定例会での審査においては、国の再調査の結果を待ちたいとの意見が多数を占め、継続審査とされたものであります。今定例会においては、採決に臨み、各委員より次のとおり討論が行われました。

知事や秋田市長が防衛大臣に、新屋への配備は無理があると直接申し入れるなど、状況が変わった。国の再調査の結果も延期になり、新屋の方々の感情や不安を考慮し、採択とすべき、住宅密集地に近いこの1点で採択すべき、秋田市議会も採択した本市議会もここで採択すべき、国がイージス配備を推し進める今の政策には無理がある採択とすべき、国防に関しては国の専権事項ではあるが、新屋への配備については、この陳情のとおり採択すべきと全て採択に賛成の立場からの討論であり、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で付託されました案件の報告を終わりますが、現地調査で矢島消防署に赴きましたので、これについて御報告申し上げます。

調査では、現在の署の管轄と職員体制、車両や資機材の配備状況、また、火災や救助・救急への初動体制について詳細に説明を受けました。また、鳥海山を管轄するという最大の特徴を持つことから、災害発生時に入山して人命救助に当たる隊員の養成も矢島消防署に求められる重要な任務であるとのことでした。

先ほど御報告いたしました、議案第26号第4次行政改革大綱の策定についてが当委員会の報告のとおり可決されますと、これに基づき、市では実施計画を策定し、組織機構の見直しを推進することになります。また、現在県においては、県消防広域化検討会が設置され、全県を広域化の検討対象とするなど、本市の消防体制のあり方につきましては喫緊の検討課題となっております。

当委員会といたしましても、行政改革推進と市民の命と財産を守るために必要な消防体制のあり方、この双方の視点を持ちながら調査・研究してまいりたいと考えております。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。12番小松浩一君。

【教育民生常任委員長（小松浩一君）登壇】

○教育民生常任委員長（小松浩一君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

報告いたします案件は、条例案4件、補正予算案9件、令和2年度予算案7件、契約締結案1件、陳情2件の計23件であります。

審査結果につきましては、審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例案であります。

議案第12号印鑑条例の一部を改正する条例案であります。これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人本人が窓口に来庁し、かつ、法定代理人が同行している場合に限り、印鑑の登録が可能となるようにするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第20号学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案であります。これは、北部学校給食センターの新設及び岩城学校給食センターの廃止をするため、施行日を8月1日として条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第21号交通指導員に関する条例及び防犯指導員に関する条例を廃止する条例案であります。これは、会計年度任用職員制度の創設に伴い、身分を特別職非常勤職員から有償ボランティアに移行させるため、施行日を4月1日として条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第65号地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例の一部を改正する条例案であります。これは、国が定める総合事業の単価の改正に伴い費用徴収額を改めるため、施行日を4月1日として条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました4件の条例案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、契約締結案であります。

議案第68号物品（由利本荘アリーナ移動観覧席）購入契約の締結についてであります。これは、ナイスアリーナに増設する移動観覧席6台を購入しようとするものであり、指名競争入札の結果、株式会社スタキ商事と1億340万円で契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算案について御報告申し上げます。このたびの補正は、全般的に事業費確定や年度末精査によるものであり、それら以外の主な内容を御報告申し上げます。

初めに、議案第33号一般会計補正予算（第18号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では13款から15款、18款、20款及び21款、歳出では、2款から4款及び10款、繰越明許費3款、4款及び10款並びに債務負担行為であります。

歳入13款使用料及び手数料では、食の自立支援手数料の減額、14款国庫支出金では、申請者の減によるプレミアム付商品券事業費補助金の減額、15款県支出金では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所補助申請取り下げによる地域医療介護総合確保基金

事業交付金の減額であります。

18款繰入金では、後期高齢者医療特別会計繰入金の追加、20款諸収入では、広域市町村圏組合分担金精算金の追加及びプレミアム付商品券売り上げ収入の減額、21款市債では、各事業債の減額であります。

次に、歳出2款総務費では、コミュニティバス半額利用者用割引補填に係る交通安全対策費の追加、3款民生費では、プレミアム付商品券事業費及び地域密着型介護施設開設準備経費補助金の減額であります。

4款衛生費では、診療所運営特別会計繰出金の減額、10款教育費では、対象児童生徒の増加による児童生徒就学援助事業費の追加であります。

繰越明許費では、3款民生費において、鶴舞会館改修事業及び地域密着型介護施設開設準備経費等支援・介護施設整備事業、4款衛生費において、ごみ処理施設整備事業、10款教育費において、北部学校給食センター警備機器等設置事業及び遊泳館施設整備事業について、それぞれ設定しようとするものであります。

債務負担行為では、西目幼稚園・西目保育園解体工事費補助金について、令和元年度及び令和2年度の期間、限度額1億1,298万1,000円として追加しようとするものであります。

次に、議案第34号国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入では、保険給付費等交付金及び前年度繰越金の追加、歳出では、一般被保険者療養給付費及び国保連合会の高額医療費共同事業算定誤りによる返還金の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ3億6,426万6,000円を追加し、総額を91億6,524万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第35号後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入では、医療保険料の追加、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ2,249万7,000円を追加し、総額を8億3,692万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第36号診療所運営特別会計補正予算（第5号）についてであります。歳入では、一般会計繰入金の減額、歳出では、各診療所の運営費の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ660万5,000円を減額し、総額を2億4,338万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第38号休日応急診療所運営特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入では、休日診療収入の追加、歳出では、休日診療所運営費の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ98万7,000円を追加し、総額を1,939万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第40号奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入では、貸付金元金収入の追加、歳出では、奨学資金貸付金の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ671万4,000円を追加し、総額を6,492万8,000円にしようとするものであります。

次に、議案第41号介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入では、前年度繰越金の追加、歳出では、予備費の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ5,523万5,000円を追加し、総額を1億1,212万1,000円にしようとするものであります。

ます。

次に、議案第69号一般会計補正予算（第19号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入14款、歳出3款及び繰越明許費4款並びに債務負担行為であります。

新型コロナウイルス感染症対策として、3月2日から実施している小中学校の臨時休校に伴う放課後児童クラブの運営に係る補正として、歳入14款国庫支出金で、子ども・子育て支援交付金を、また、歳出3款民生費で、放課後児童対策事業費をそれぞれ追加しようとするものであります。

繰越明許費では、4款衛生費において、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う事業延期により、母子保健事業乳幼児健診・5歳児健康相談実施分について設定しようとするものであります。

債務負担行為では、修繕に時間を要する遊泳館真空ヒーター改修事業について、令和元年度及び令和2年度の期間、限度額2,030万円として追加しようとするものであります。

次に、本日追加提案されました議案第73号一般会計補正予算（第20号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入14款及び歳出3款であります。

先に御報告いたしました新型コロナウイルス感染症対策に係る放課後児童クラブの運営に係る補正に加え、さらに開所に当たっての人材確保等に要する経費を追加しようとするものであり、歳入14款国庫支出金で、子ども・子育て支援交付金を、また、歳出3款民生費で、放課後児童対策事業費をそれぞれ追加しようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。9件の各会計補正予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、令和2年度各会計予算案について御報告申し上げます。

初めに、議案第49号一般会計予算についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、11款から18款、20款及び21款、歳出では、2款から4款、7款及び10款、継続費10款並びに債務負担行為であります。人件費や経常的な経費を除く主なものを御報告申し上げます。

歳入11款交通安全対策特別交付金では、前年度比100万円減の950万円が計上されております。

12款分担金及び負担金では、老人保護及び保育所入所者、児童クラブ等保護者の各種負担金、13款使用料及び手数料では、焼却場使用料及び指定収集袋によるごみ処理手数料であります。

14款国庫支出金では、障がい者自立支援、子どものための教育・保育給付費、児童手当及び生活保護費などの負担金や学校施設環境改善交付金、国民年金事務取扱費委託金であります。

15款県支出金では、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金、福祉医療費補助金及び放課後子ども教室事業費補助金であります。

16款財産収入では、鉄、アルミ、古紙などの物品売り払い収入、17款寄附金では、ユーラスエナジー地域貢献寄附金、18款繰入金では、医師確保奨学資金貸付基金繰入金

及び学校教育施設整備基金繰入金であります。

20款諸収入では、地域支援事業受託収入、21款市債では、民間保育所等整備事業や給食センター整備事業を初めとする各事業債であります。

次に、歳出2款総務費では、交通安全・防犯対策、戸籍住民基本台帳など、また、3款民生費では、子育て世代包括支援センター運営事業、鶴舞会館事務所改修事業、風の子保育園改築事業費補助、介護予防・日常生活支援総合事業などに係る経費であります。

4款衛生費では、新ごみ処理施設整備事業、由利組合総合病院運営費補助事業など、また、7款商工費では、消費者保護対策事業に係る経費であります。

10款教育費では、新山・小友・矢島の各小学校改築・改修事業、北部学校給食センター建設事業、学校給食公会計事業のほか、各小中学校、教育・体育施設などの管理運営、修繕等に係る経費であります。

継続費10款教育費では、本荘北中学校大規模改修事業について、令和2年度、令和3年度それぞれ2億6,214万3,000円、総額5億2,428万6,000円を設定しようとするものであります。

債務負担行為では、福祉住宅整備資金利子補給及び損失補償の限度額を、令和2年度から9年度まで、利子補給については償還利子5%以内の利子補給額を、損失補償については金融機関融資額の10%に相当する額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第50号国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入では、国民健康保険税、保険給付費等交付金及び一般会計・基金繰入金、歳出では、保険給付費、国民健康保険事業費納付金及び高額医療費共同事業算定誤りによる国への負担金返還が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比2億5,956万4,000円増の90億6,054万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第51号後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入では、保険料及び一般会計繰入金、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比7,500万3,000円増の8億8,892万7,000円にしようとするものであります。

なお、先般、広域連合議会において、平成24年から現在まで据え置きとなっていた保険料の保険料率、賦課限度額、5割・2割軽減の対象などの見直しが行われ、それに伴う制度改正の詳しい内容については、4月以降、市広報等で周知していくとの説明を受けております。

次に、議案第52号診療所運営特別会計予算についてであります。歳入では、診療収入及び一般会計繰入金、歳出では、各診療所運営費が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比3,735万2,000円減の2億881万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第53号休日応急診療所運営特別会計予算についてであります。歳入では、休日診療収入及び一般会計・基金繰入金、歳出では、休日診療所運営費が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比212万2,000円増の1,353万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第55号奨学資金特別会計予算についてであります。歳入では、貸付金元

金収入、歳出では、継続及び新規を含めた65人分の貸付金が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比95万2,000円減の5,726万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第56号介護サービス事業特別会計予算についてであります。歳入では、一般会計繰入金、歳出では、施設管理費及び公債費が主なもので、歳入歳出予算の総額を前年度比127万5,000円減の4,186万9,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました7件の令和2年度各会計予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、陳情について御報告申し上げますが、それぞれ陳情者から提出された資料を参考とし、また、当局に情報提供を求めるなど、慎重に審査したものであります。

陳情第2号公立学校に1年単位の変形労働時間制を導入する条例制定に反対する意見書提出についての陳情であります。県では、このたびの条例制定を見送ったという経緯があり、学校現場では夏休みなどでも研修や面談を初めとしたさまざまな業務があるのが現状で、もう少し研究するなど慎重に進めるべきとの意見があり、全会一致で継続審査すべきものと決定した次第であります。

最後に、継続審査中の令和元年陳情第16号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書提出についての陳情であります。この陳情は、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながる補聴器のさらなる普及を図るため、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助を創設することについて、国の関係機関に対し意見書の提出を求めるものであります。陳情の趣旨を了とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上が、付託案件に係る審査の概要であります。このほか、鳥海山木のおもちゃ美術館管理運営に関連し、委員から、東京おもちゃ美術館との連携協定更新見送りにより、来年度以降の運営がこれまでと同様に維持できるのかなどの発言がありました。

鳥海山木のおもちゃ美術館が今後もこれまでどおりにたくさん子どもたちが木と触れ合い、親子で楽しめる場としての施設の充実が図られ、また、そこで働くボランティアの方々を初めとする職員の皆様の思いが活かされる運営がなされることを期待するものであります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。24番高橋信雄君。

【産業経済常任委員長（高橋信雄君）登壇】

○産業経済常任委員長（高橋信雄君） 産業経済常任委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当委員会に審査付託になりました案件は、初日審査分を除き、また、本日付託されました案件を加えて、条例案5件、予算案5件、その他2件及び陳情1件の計13件であります。

審査の結果は、審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要を御報告申し上げます。

初めに、条例案であります。議案第9号次世代農業振興基金条例の制定については、基金を設置し、スマート農業などの省力化・効率化等による経営基盤の強化を図り、所得の向上及び担い手確保・育成を目的として、新たに条例を制定しようとするも

のであります。

次に、議案第13号簡易宿泊施設条例の一部を改正する条例案及び議案第14号八塩いこの森条例の一部を改正する条例案は、コテージやあずまやなど施設の一部用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第66号鶴舞温泉及び休養施設条例等の一部を改正する条例案は、各入浴施設の経営の安定を図るものであり、入浴料の額などを改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、この議案第66号については、審査の過程において、委員より、今回の条例改正は、各施設の入浴使用料体系を統一し、これを上限として新たな料金設定は指定管理者と協議の上、決定するとの説明であったが、料金設定に当たっては利用者側の立場にも配慮するなど十分な協議を行う必要がある。また、周知方法について工夫を凝らす等、利用者に理解されるよう努められたいとの要望がありましたので申し添えます。

次に、本日追加提案されました議案第71号中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例案は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた市内事業者を初め、幅広く中小企業及び小規模企業者を対象に、融資あっせんの最高限度額を1,000万円から2,000万円に改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました5件の条例案は、いずれも本年4月1日を施行日とするものであります。原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、財産譲渡の案件であります。議案第25号財産の無償譲渡については、鳥海町模渕地区林業研修センターに係る土地・建物並びに附帯する設備一式などを町内会に無償で譲渡するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、議案第31号令和2年度スキー場運営特別会計への繰入れについては、地方財政法第6条の規定により、一般会計からスキー場運営特別会計に、前年度比で6,500万円増の1億3,000万円以内の繰り入れを行うため、議会の議決を得ようとするものであります。原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、予算案であります。議案第33号一般会計補正予算（第18号）について、当委員会が審査いたしましたのは、歳入12、13、15、16、18、20及び21款、歳出2款、5から7款及び11款、繰越明許費6、7及び11款であり、各事業の確定及び決算を見据えた精査等によるものであります。主なものを御報告申し上げます。

歳入では、県補助金の減額及び県営経営体育成基盤整備負担金事業などの市債の追加であります。

次に、歳出では、2款総務費において、移住・定住促進事業費の減額、5款労働費では、職員人件費の追加、6款農林水産業費では、由利本荘市しいたけ生産拡大支援事業などの農業振興事業費の減額のほか、畜産・酪農収益強化総合対策基金等事業などの畜産振興費の追加であります。

7款商工費では、中小企業融資斡旋事業費及び各施設の運営費の減額のほか、スキー場運営特別会計への繰出金の追加、11款災害復旧費では、林道災害復旧事業費の減額であります。

また、繰越明許費において、6款農林水産業費では、畜産・酪農収益強化総合対策基

金等事業を初めとする農業費、林業費及び水産業費の7事業、7款商工費では、観光誘客促進事業、11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費では、林道災害復旧単独事業について、年度内の事業完了が困難なため、翌年度に繰り越ししようとするものであります。

次に、議案第69号一般会計補正予算（第19号）について、当委員会が審査いたしましたのは、歳入15、21款、歳出6、7款並びに繰越明許費2及び6款であります。

歳入15款県支出金では、農業費補助金の追加、21款市債では、県営農地防災負担金事業債の追加であります。

歳出6款農林水産業費では、中心経営体が農業用機械等を導入する際に支援を行う、担い手確保・経営強化支援事業費及び防災ダム、ため池、用排水路等の整備に係る県事業負担金として、県営農村地域防災減災事業費の追加であります。

7款商工費では、株式会社フォレスタ鳥海への運営費補助金のほか、鳥海山周遊バス事業に係る車両の車検費用の追加であります。

また、繰越明許費では、2款総務費では、秋田ノーザンハピネッツシーズンゲーム負担金、6款農林水産業費では、担い手確保・経営強化支援事業を初めとする2事業について、事業延期や年度内の事業完了が困難なため、翌年度に繰り越ししようとするものであります。

なお、株式会社フォレスタ鳥海への運営費補助金に関して、去る2月28日に委員会協議会を開催し、経営などの状況について、インバウンドに係る台湾チャーター便の運休や暖冬によるスキー客の減少、新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより非常に厳しい経営状況との報告を受けたところであります。

慎重に審査いたしました。委員より、想定不可能な外的要因に伴う厳しい経営状況は理解するものの、利用者に選んでもらえる施設になるよう、誘客及び接客に対するさらなる意識改革が必要。取締役会で資金等の対応については、筆頭株主である市の考えを確認の上での発言があったと説明を受けたが、当事者意識を持ちみずから考えを示すような意識を持つべき。経営戦略についての考えが不足しており、不測の事態に対応できていない。フォレスタ鳥海にとどまらず、第三セクター各施設ごとの経営戦略のあり方などについて検証する必要があるとの強い要望がありましたので申し添えます。

次に、議案第44号スキー場運営特別会計補正予算（第3号）は、歳入では、リフト収入の減額及び一般会計繰入金の追加、歳出では、鳥海高原矢島スキー場の管理費の減額であり、歳入歳出それぞれ510万円減額し、総額を8,058万6,000円にしようとするものであります。

この鳥海高原矢島スキー場の運営状況につきましても、さきの委員会協議会にて報告を受けたものであります。案件審査のまとめの際に、委員より、記録的な暖冬少雪による雪不足でスキー場の営業開始がおくれるなど厳しい状況の中、施設運営に鋭意努力されたことを評価する旨の発言がありましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げました3件の補正予算については、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第49号令和2年度一般会計予算について、当委員会が審査いたしましたのは、歳入12、13、15から18、20及び21款、歳出2款、5から7款及び11款並びに債務負

担行為であります。主な内容を御報告申し上げます。

歳入12款分担金及び負担金では、道の駅岩城の電力使用料相当分の施設使用料、13款使用料及び手数料では、放牧場など農業施設使用料、職業訓練センターなどの商工業施設使用料や花立牧場公園こどもの国などの観光施設使用料であります。

15款県支出金では、各事業に対する農林水産業費補助金及び大内地域の防災ダムや祓川山荘の管理委託金、16款財産収入では、公有林間伐材等売り払い収入や風力発電売電収入、17款寄附金では、ふるさとさくら基金費であります。

18款繰入金では、秋田由利牛生産基盤整備事業基金繰入金、20款諸収入では、労働金庫預託金や各種貸付金の回収金、21款市債では、各事業における市債であります。

続いて、歳出2款総務費1項総務管理費では、移住希望者を対象とした無料職業紹介所の運営や移住支援金交付、また、空き家を活用し、お試し移住体験時の宿泊や学生用シェアハウス、地域コミュニティーの拠点機能を有する複合機能住宅の整備など、移住・定住促進事業費及びふるさとさくら基金費であります。

5款労働費では、シルバー人材センター運営事業費補助金や職業訓練センター管理費のほか、人出不足対策のための若年・女性建設労働者トライアル支援事業であります。

6款農林水産業費では、菌床シイタケ関連施設へ支援を行う由利本荘市しいたけ生産拡大支援事業、森林経営管理事業や道川及び西目漁港の水産物供給基盤機能保全事業であります。

7款商工費では、鳥海山等観光振興事業や首都圏等における本市特産品の販路及び売り上げ拡大に向けた外貨獲得加速化推進事業、羽後本荘駅の観光案内スペース及び休憩所の内装工事などを行う羽後本荘駅都市施設整備事業のほか、中小企業支援や観光施設の管理運営費であります。

11款災害復旧費では、融雪災害等に対する林道災害復旧に要する費用であります。

続いて、債務負担行為では、限度額を肉用牛肥育経営維持拡大対策事業において91万1,000円、中小企業融資斡旋資金事業において条例施行規則に基づき金融機関融資額の50%以内の利子補給及び保証料の全額として設定しようとするものであります。

次に、議案第57号令和2年度スキー場運営特別会計予算は、歳出において、鳥海高原矢島スキー場のキュービクルや圧雪車更新などの施設・索道整備修繕事業及び公債費であり、財源をリフト収入と一般会計繰入金として、歳入歳出予算の総額を前年度比6,554万1,000円増の1億4,521万4,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。2件の令和2年度予算案は、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情第1号最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める意見書提出についての陳情は、最低賃金の大幅引き上げや全国一律最低賃金制度の実現、中小企業等への特別補助を行うとともに、原材料と人件費が価格に適正に反映される仕組みの総合的な整備などについての意見書を関係機関に提出することを求める陳情であります。

審査の過程において、全国一律最低賃金制度の実現は、現状では困難であるものの陳情の趣旨は理解できるとして、全会一致で趣旨採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。15番吉田朋子さん。

【建設常任委員長（吉田朋子君）登壇】

○建設常任委員長（吉田朋子君） 今定例会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日付託になりましたものを含め、条例関係6件、補正予算8件、新年度予算4件、契約締結1件及びその他2件の計21件であります。

審査の結果につきましては、お手元の報告書のとおりであります。経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係の案件であります。

議案第15号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案であります。道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料を改めるため、条例の一部を改正し、国と同様の経過措置を定めるものであります。

次に、議案第16号市営住宅設置条例の一部を改正する条例案であります。本荘地域及び岩城地域の市営住宅4棟の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第17号市営住宅管理条例の一部を改正する条例案、議案第18号特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例案、議案第19号公共住宅管理条例の一部を改正する条例案であります。これら3件の条例改正案は、いずれも民法の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第67号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案であります。下水道事業の法適化によるガス事業及び水道事業管理規程の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました6件の条例改正につきましては、令和2年4月1日を施行日とするもので、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第29号市道路線の廃止について及び議案第30号市道路線の認定についてであります。本荘地域の開発行為による見直しや鳥海ダム建設によりつけかえ道路が整備されることなどから、大楯町25号線ほか1路線を廃止し、赤沼下10号線ほか3路線を認定しようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、各会計の補正予算であります。

初めに、議案第33号一般会計補正予算（第18号）であります。当委員会に審査付託になりましたのは、歳入14、15、20及び21款、歳出6、8及び11款、繰越明許費8及び11款であり、主なものを御報告申し上げます。

歳入では、14款国庫支出金で、交付金額の確定による公共土木施設災害復旧費負担金の減額、15款県支出金では、精査による住宅建築物安全ストック形成事業費補助金の減額であります。

20款諸収入では、土木雑入の追加、21款市債では、各事業債の起債額確定による減額であります。

次に、歳出であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費で、集落排水事業特別会計への繰出金の減額、8 款土木費では、街路灯電気料を追加するほか、精査による各事業費の減額並びに各特別会計への繰出金の調整であります。

11 款災害復旧費 2 項公共土木施設災害復旧費では、鳥海地域二又沢川の災害復旧において、年度内の事業実施が困難となり翌年度に実施するため、工事請負費を減額するものであります。

また、繰越明許費については、8 款土木費で、社会資本整備総合交付金事業を初めとする 10 件の事業を、11 款災害復旧費では、公共土木施設災害復旧事業について、それぞれ追加しようとするものであります。

この補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第 42 号下水道事業特別会計補正予算（第 7 号）であります。

歳入では、収入見込みによる下水道費負担金を追加するほか、下水道使用料及び一般会計繰入金の減額、事業費確定による市債の減額が主なものであります。

歳出では、精査による本荘地区事業費の減額並びに借入利率確定による利子の減額及び財源更正が主なもので、歳入歳出それぞれ 1,123 万 7,000 円を減額し、補正後の予算総額を 31 億 5,833 万 8,000 円にしようとするものであります。

継続費では、法適化移行支援事業において、令和元年度の年割額を減額しようとするものであります。

また、地方債補正では、公共下水道事業など 3 事業の起債限度額を減額しようとするものであります。

この補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第 43 号集落排水事業特別会計補正予算（第 7 号）であります。

歳入では、収入見込みによる使用料及び一般会計繰入金の減額が主なものであります。

歳出では、事業費確定による工事請負費並びに消費税の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ 1,807 万 5,000 円を減額し、補正後の予算総額を 21 億 9,460 万 9,000 円にしようとするものであります。

継続費では、法適化移行支援事業において、令和元年度の年割額を減額しようとするものであります。

また、地方債補正では、農業集落排水事業など 2 事業の起債限度額を減額しようとするものであります。

この補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第 47 号水道事業会計補正予算（第 8 号）であります。

業務の予定量で、精査により水道施設整備工事及び配水管布設工事業費を減額するほか、収益的支出では、消費税の増額であり、水道事業費用の予定額を 7,829 万 9,000 円追加し、総額を 24 億 9,415 万 3,000 円にしようとするものであります。

資本的収入では、企業債及び工事負担金の減額であり、予定額を 1 億 2,539 万 6,000 円

減額し、総額を9億7,782万4,000円にしようとするものであります。

同じく支出では、工事請負費の減額が主なものであり、予定額を2億1,577万7,000円減額し、総額を23億7,148万2,000円にしようとするものであります。

また、企業債の補正では、水道施設整備事業の起債限度額を減額しようとするものであります。

この補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第48号ガス事業会計補正予算（第8号）であります。

業務の予定量で、精査により本支管敷設工事業費を減額するほか、収益的収入では、消費税の減額及び受注工事収益の増額であり、ガス事業収益の予定額を157万5,000円減額し、総額を12億1,196万9,000円にしようとするものであります。

同じく支出では、固定資産除却費の減額及び消費税の増額であり、ガス事業費用の予定額を6,644万円減額し、総額を11億7,870万8,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入では、企業債及び工事負担金の減額であり、予定額を7,010万8,000円減額し、総額を2億2,670万6,000円にしようとするものであります。

同じく支出では、工事請負費の減額であり、予定額を7,500万円減額し、総額を4億8,038万8,000円にしようとするものであります。

また、企業債の補正では、製造・供給設備整備事業及び解体撤去事業の起債限度額を減額しようとするものであります。

さらに、原料費の増により、棚卸資産購入限度額を追加しようとするものであります。

この補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第69号一般会計補正予算（第19号）であります。当委員会に審査付託になりましたのは、歳入14及び21款、歳出8款、繰越明許費8款、継続費8款であります。

歳入では、14款国庫支出金において、国の追加補正に伴い、社会資本整備総合交付金を追加するものであります。

21款市債では、国の追加補正による各事業債の追加及び羽後本荘駅周辺整備事業債の減額であります。

歳出では、8款土木費で、国の追加補正に伴う社会資本整備総合交付金事業費及び停車場栄町線工事負担金などの追加やJRとの年度協定額に合わせた減額が主なものであります。

また、繰越明許費では、8款土木費で社会資本整備総合交付金事業について設定し、羽後本荘駅周辺整備事業及び停車場栄町線整備事業などについて増額しようとするものであります。

さらに、継続費では、8款土木費で羽後本荘駅周辺整備事業において、現在の進捗に合わせて令和元年度と令和3年度の年割額を変更しようとするものであります。

この補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第73号一般会計補正予算（第20号）であります。当委員会に審査付託になりましたのは、継続費8款土木費で、羽後本荘駅周辺整備事業において、くい基礎工事の一時中断に伴い、大型くい施工重機の回送組み立て及び酷暑期施工による線路防護並びに仮駅舎等の仮設資材のリース期間延長などが必要となることから、令和3年度と令和4年度の年割額を合わせて4億6,000万円追加し、継続費の設定期間を4カ年から5カ年へ変更しようとするものであります。

この予算案につきまして、慎重に審査した結果、次の意見を付して原案を可決すべきものと決定した次第であります。

意見。

羽後本荘駅周辺整備事業の継続費のこのたびの増額については、その内容やJR側の負担額の内訳等、不明なところも見受けられるものの、市民生活の利便性向上を考慮し、本整備事業については円滑な進捗が必要と考える。今後、契約締結の案件が提案されることと思うが、その際は、見積内容を精査し、より精度の高い説明資料の提出を求める。

次に、議案第74号ガス事業会計補正予算（第9号）であります。

資本的支出で、企業債償還金の追加であり、予定額を3万円増額し、総額を4億8,041万8,000円にしようとするものであります。

御報告申し上げました補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度予算であります。

議案第49号一般会計予算であります。当委員会に審査付託になりましたのは、歳入で、13から15、20及び21款、歳出では、4、8及び11款であります。主な内容につきまして御報告申し上げます。

初めに、歳入であります。

13款使用料及び手数料では、道路占用料及び住宅使用料などあります。

14款国庫支出金では、公共土木施設災害復旧、浄化槽整備、道路新設改良、羽後本荘駅周辺整備などの各事業に関する補助金であります。

15款県支出金では、浄化槽整備事業費補助金、県道除雪委託金などあります。

20款諸収入では、土木雑入、21款市債では、各事業にかかわる市債であります。

次に、歳出であります。

4款衛生費2項清掃費では、浄化槽設置事業費、3項水道費では、水道事業会計への補助及び出資金のほか、飲料水供給施設事業費であります。

8款土木費では、下水道事業会計への補助及び出資金のほか、道路及び橋梁維持管理や新設・改良、河川の維持管理、除排雪、都市公園及び公営住宅などに関する経費であります。

経常的経費以外の主なものは、羽後本荘駅周辺整備事業、鳥海ダム建設事業に伴う市道つけかえ工事負担金、橋梁長寿命化修繕、住民要望等による道路維持事業費、公営住宅改修事業、住宅リフォーム資金助成事業などあります。

11款災害復旧費では、単独災害に係る復旧経費のほか、鳥海地域の二又沢川の地すべり災害及び東由利地域の太台線の復旧に係る工事請負費などあります。

続いて、公営企業会計の新年度予算であります。

議案第61号水道事業会計予算であります。収益的収入では、水道料金、料金徴収事務受託料、一般会計補助金、長期前受金戻入などが主なものであり、水道事業収益の予定額を27億3,852万8,000円とするものであります。

同じく支出では、料金収納に要する経費、施設の維持管理費、減価償却費及び企業債利息などが主なものであり、水道事業費用の予定額を24億5,894万4,000円とするものであります。

一方、資本的収入では、企業債、移設補償金、一般会計出資金などであり、予定額を15億5,546万円とするものであります。

同じく支出では、企業債償還金のほか、鳥海ダム関連及び老朽管更新などに係る工事費、矢島浄水場設計に係る委託料などの拡張改良費などが主なものであり、予定額を28億5,012万円とするものであります。

また、水道施設整備事業における企業債の起債に関する事項、一時借入金の限度額及び棚卸資産購入限度額などをそれぞれ設定するものであります。

次に、議案第62号下水道事業会計予算であります。これは下水道事業の法適化に伴い、令和2年度から新たに公営企業会計へ追加になったものであります。

収益的収入では、下水道使用料、一般会計補助金、長期前受金戻入などが主なものであり、下水道事業収益の予定額を34億6,328万2,000円とするものであります。

同じく支出では、料金収納に要する経費、施設の維持管理費、減価償却費及び企業債利息などが主なものであり、下水道事業費用の予定額を35億6,072万2,000円とするものであります。

一方、資本的収入では、企業債、一般会計出資金、社会資本整備総合交付金などであり、予定額を27億2,217万8,000円とするものであります。

同じく支出では、企業債償還金のほか、下水道管路及び処理場長寿命化に係る工事費、管路新設に伴う補償などの拡張改良費が主なものであり、予定額を37億7,852万3,000円とするものであります。

また、下水道施設整備事業ほか2件における企業債の起債に関する事項、一時借入金の限度額などをそれぞれ設定するものであります。

次に、議案第63号ガス事業会計予算であります。

収益的収入では、ガス料金、受注工事収益、器具販売収益、一般会計補助金、長期前受金戻入などが主なものであり、ガス事業収益の予定額を12億194万5,000円とするものであります。

同じく支出では、維持管理費、ガス原料費、器具販売費、企業債利息などが主なものであり、ガス事業費用の予定額を10億6,127万7,000円とするものであります。

一方、資本的収入では、企業債、ガス管移設工事補償金が主なものであり、予定額を2億1,696万1,000円とするものであります。

同じく支出では、企業債償還金のほか、ガス経年管更新事業費、下水道事業及び道路改良事業に伴うガス管移設などの工事費、製造設備更新工事費が主なものであり、予定額を4億7,157万7,000円とするものであります。

また、製造・供給設備整備事業における企業債の起債に関する事項、一時借入金の限

度額及び棚卸資産購入限度額などをそれぞれ設定するものであります。

以上、御報告申し上げました4件の各会計の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、議案第72号鳥海ダム建設事業に伴う市道百宅線付替工事の委託契約の締結についてであります。

これは、鳥海ダム建設事業において、市道百宅線付替工事基本協定に基づき、国土交通省東北地方整備局と1億9,990万1,000円で工事の委託契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び議案・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

○議長（三浦秀雄君） 日程第6、議案第8号鳥海ダム振興基金条例の制定についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第7、議案第9号次世代農業振興基金条例の制定についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第8、議案第10号組織条例の一部を改正する条例案及び日程第9、議案第11号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第10号及び議案第11号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第10、議案第12号印鑑条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第11、議案第13号簡易宿泊施設条例の一部を改正する条例案及び日程第12、議案第14号八塩いこいの森条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第13号及び議案第14号の2件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（三浦秀雄君） 日程第13、議案第15号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案から日程第17、議案第19号公共住宅管理条例の一部を改正する条例案までの5件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第15号から議案第19号までの5件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（三浦秀雄君） 日程第18、議案第20号学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案及び日程第19、議案第21号交通指導員に関する条例及び防犯指導員に関する条例を廃止する条例案の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第20号及び議案第21号の2件は、原案のとおり可決されました。
-

○議長（三浦秀雄君） 日程第20、議案第25号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第25号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第21、議案第26号第4次行政改革大綱の策定についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第26号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第22、議案第27号定住自立圏形成方針の変更について及び日程第23、議案第28号新市まちづくり計画の変更についての2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第27号及び議案第28号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第24、議案第29号市道路線の廃止について及び日程第25、議案第30号市道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第29号及び議案第30号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第26、議案第31号令和2年度スキー場運営特別会計への繰入れについてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第31号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第27、議案第33号一般会計補正予算（第18号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第33号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（三浦秀雄君） 日程第28、議案第34号国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第31、議案第38号休日応急診療所運営特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第34号から議案第36号まで及び議案第38号の4件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（三浦秀雄君） 日程第32、議案第39号情報センター特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第39号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（三浦秀雄君） 日程第33、議案第40号奨学資金特別会計補正予算（第1号）及び日程第34、議案第41号介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第40号及び議案第41号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第35、議案第42号下水道事業特別会計補正予算（第7号）及び日程第36、議案第43号集落排水事業特別会計補正予算（第7号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第42号及び議案第43号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第37、議案第44号スキー場運営特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第44号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第38、議案第45号小友財産区特別会計補正予算（第2号）及び日程第39、議案第46号松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題と

いたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第45号及び議案第46号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第40、議案第47号水道事業会計補正予算（第8号）及び日程第41、議案第48号ガス事業会計補正予算（第8号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第47号及び議案第48号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第42、議案第49号令和2年度一般会計予算を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第49号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第43、議案第50号令和2年度国民健康保険特別会計予算から日程第46、議案第53号令和2年度休日応急診療所運営特別会計予算までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第50号から議案第53号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第47、議案第54号令和2年度情報センター特別会計予算を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第54号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第48、議案第55号令和2年度奨学資金特別会計予算及び日程第49、議案第56号令和2年度介護サービス事業特別会計予算の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第55号及び議案第56号の2件は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（三浦秀雄君） 日程第50、議案第57号令和2年度スキー場運営特別会計予算を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第57号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（三浦秀雄君） 日程第51、議案第58号令和2年度小友財産区特別会計予算から日程第53、議案第60号令和2年度松ヶ崎財産区特別会計予算までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第58号から議案第60号までの3件は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（三浦秀雄君） 日程第54、議案第61号令和2年度水道事業会計予算から日程第56、議案第63号令和2年度ガス事業会計予算までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第61号から議案第63号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第57、議案第65号地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第65号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第58、議案第66号鶴舞温泉及び休養施設条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第66号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第59、議案第67号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第67号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第60、議案第68号物品（由利本荘アリーナ移動観覧席）購入契約の締結についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第68号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第61、議案第69号一般会計補正予算（第19号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第69号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第62、議案第71号中小企業融資あっせんに関する条例の一部

を改正する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第71号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第63、議案第72号鳥海ダム建設事業に伴う市道百宅線付替工事の委託契約の締結についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第72号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第64、議案第73号一般会計補正予算（第20号）を議題といたします。

教育民生及び建設の両常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第73号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第65、議案第74号ガス事業会計補正予算（第9号）を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第74号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第66、陳情第1号最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、趣旨採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって陳情第1号は、趣旨採択とすることに決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第67、継続審査中の令和元年陳情第9号秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって継続審査中の令和元年陳情第9号は、採択することに決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第68、継続審査中の令和元年陳情第16号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって継続審査中の令和元年陳情第16号は、採択することに決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第69、継続審査についてを議題といたします。

陳情第2号公立学校に1年単位の変形労働時間制を導入する条例制定に反対する意見書提出についての陳情については、教育民生常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第111条の規定により継続審査の申し出がありました。

本件は、委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって陳情第2号は、継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第70、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

議員発案第3号市議会委員会条例の一部改正についてを上程し、提案者の説明を求めます。13番伊藤順男君。

【13番（伊藤順男君）登壇】

○13番（伊藤順男君） 追加提出された議員発案第3号由利本荘市議会委員会条例の一部改正については、私から提案をさせていただきます。

本議員発案提出に至った背景としては、本市においてはガス、水道事業であります。公営企業は、住民サービスを担う企業として、1つに経済性の発揮、2つに公共の福祉向上・増進に努めるとされてきたところではありますが、これまでは下水道事業には適用されてこなかったところがあります。

さて、国は人口減少等による料金収入の減少、また、施設設備の老朽化に伴う更新投資の増大などから、下水道事業及び簡易水道事業も同じ企業会計のもとで経営基盤の向

上をよりの確に行う必要があるとし、都道府県及び人口3万人以上の市区町村を対象に、公営企業会計適用を要請していたところであります。

本市としては、この要請に対し、数年前から準備に取りかかり、令和元年の12月定例議会に下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例を改正、また、本日の本会議では、議案第10号において、建設部から下水道に関する項目を削る議決がされたところであります。

議員発案第3号においては、市のガス事業及び水道事業の設置等に関する条例が規定されている組織の名称の改正に伴い、委員会条例のガス水道局を企業局に改め、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、議員各位の賛同をお願いし、議員発案第3号の提案とさせていただきます。

○議長（三浦秀雄君） これにて、追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第3号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第3号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第3号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第71、議員発案第3号市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第3号は、原案のとおり可決されました。

この際、議決結果に基づく案件追加を協議するための議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 3時26分 休 憩

午後 3時32分 再 開

○議長（三浦秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど採択されました継続審査中の令和元年陳情第16号に係る委員会発案第1号を日程に追加することといたしました。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしております委員会発案第1号を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第72、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。
この際、お諮りいたします。委員会発案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、委員会発案第1号は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第1号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、委員会発案第1号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第73、委員会発案第1号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第1号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は、全て終了いたしました。

ここで、佐々田教育長より発言の申し出がありますので、これを許します。佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 退任に当たりまして、発言の機会をいただき感謝申し上げます。

由利本荘市の誕生と市政の大きな躍進の中で市長の意を受け、また、意を体し、本市教育の土台をしっかりと築くため、文部科学省や県教育委員会と連携を強化し、多くの方々の御指導をいただきながら、これまで務めさせていただきました。議員の皆様には、代表質問や一般質問、そして再質問等、それに常任委員会、現地調査、議員連盟等

を通しての御指導に心から厚く感謝申し上げます。

ところで、本市の子供たちは、学習に、文化活動に、理数、スポーツ、多くの分野で全国、東北、県内ですぐれた力を発揮してくれております。しかしながら、子供によってはまだまだ悩みを抱え、発達段階特有の問題行動をとるなど、教育の難しさを今痛感しているところでもあります。しかし、必ずや一人一人の子供が夢や希望を実現できるようにと心から期待しているところでもあります。

このたびの新型コロナウイルス感染拡大防止により、子供の健康と命を守ることから、卒業式を縮小して実施せざるを得なかったことには非常に心苦しく思っております。

私は子供は未来に生きる、未来からの使者だと思っております。未来に生きる子供たちを育てるのは、私たち一人一人です。私はもとより力不足でしたが、市長の指導のもと、学校、保護者、地域、行政が一体となって、当事者意識を持ち子供を育てるコミュニティ・スクールを実現し、本市において全国大会を開催するなど、全国にコミュニティ・スクールを発信し続けております。また、大阪府箕面市との教育交流、全国からの教育視察は、教職員の指導力と子供たちの学習意欲の高さのおかげでもあります。

思い出の一つに、学区再編や校舎改築、地域によっては、夜遅くまで議論をしていただいて実現した学校統廃合があります。そして、今後の学校環境適正化計画立案や社会教育、芸術文化、スポーツなど語り尽くせないほどかかわらせていただきました。これは、ひとえに議長を初め議員の皆様御指導、また、各地域の市民の皆様御理解と温かい御支援のおかげと厚く感謝と御礼を申し上げます。

これからは一市民としての生活になりますが、皆様方におかれましては、市勢発展のため、ますます御活躍されることを御祈念申し上げ、心から御礼といたします。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（三浦秀雄君）　ここで、退任の御挨拶をいただきました佐々田教育長に、市議会を代表して一言御礼を申し上げます。

佐々田教育長におかれましては、平成17年6月の就任以来、故柳田市長、そして長谷部市長、両市長のもと、教育、生涯学習、文化、スポーツ等の振興・発展など、市政発展のため、多大なる御尽力をいただきましたことに、衷心より厚く感謝と御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

今後とも、健康に留意され、本市の発展のため、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、3月31日をもって退職されます職員の皆様方に御礼を申し上げます。

皆様におかれましては、それぞれの部署において、長年にわたり、市勢の発展、市民の福祉向上に多大なる御尽力をいただきましたことに、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、厚く御礼を申し上げます。今後とも本市発展のために御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日予定されておりました皆様との懇談会が新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止になりましたことから、ここで議員一同皆様方に拍手をもって感謝を表したいと思います。（拍手）

ありがとうございました。

去る2月17日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、御協力をいただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

最後に、新型コロナウイルスが一日も早く終息することを祈りながら、令和2年第1回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 3時43分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 三 浦 秀 雄

議 員 高 野 吉 孝

議 員 佐 藤 義 之